

個人情報保護に関する法律施行条例

〔令和4年12月23日
愛知県条例第51号〕

制 定 令和4年12月23日愛知県条例第51号
一部改正 令和7年3月25日愛知県条例第1号
令和7年3月25日愛知県条例第4号

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第82条各項の決定の期限、口頭による保有個人情報の閲覧の求め、愛知県個人情報保護審議会の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）県の機関等 県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び県の設立に係る地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。
- （2）保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。

（開示決定等の期限）

第3条 県の機関等がする法第82条各項の決定については、法第83条第1項中「30日」とあるのは「15日」と、法第84条中「60日」とあるのは「45日」とする。

（開示請求に係る手数料の額及び写しの作成等に要する費用の負担）

第4条 法第89条第2項の条例で定める額は、0円とする。

- 2 法第87条第1項の規定に基づき、文書又は図画について写しの交付の方法により開示を受ける者にあつては当該写しの作成及び送付に要する費用を、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）について同項本文に規定する方法により開示を受ける者にあつては写しの交付及び送付に準ずるものとして県の機関等の規則（県の機関等の規程を含む。以下同じ。）で定めるものに要する費用を負担しなければならない。

（口頭による保有個人情報の閲覧の求め）

第5条 県の機関等は、保有個人情報（本人に閲覧させることによって、当該本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるものを除く。）のうち県の機関等があらかじめ定めた保有個人情報について本人から口頭により閲覧の求めがあつた場合においては、当該保有個人情報を閲覧させることができる。

- 2 前項の規定による閲覧の求めをする者は、県の機関等の規則で定めるところにより、

当該閲覧の求めに係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 前2項の規定は、当該保有個人情報について法第76条第1項の規定による開示の請求をすることを妨げるものではない。

(審議会への諮問)

第6条 県の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、愛知県個人情報保護審議会に諮問することができる。

(1) この条例の改廃の立案をしようとする場合

(2) 法第66条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により講ずる措置の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により意見を聴く場合

(4) 県の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合

(愛知県個人情報保護審議会)

第7条 愛知県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するほか、前条の規定による諮問に応じ個人情報の適正な取扱いに関する事項について調査審議する。

2 審議会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の調査審議の手続)

第8条 審議会は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁（同項の規定により審議会に諮問をした県の機関等をいう。以下この条において同じ。）に対し、審査請求に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 審議会の行う第1項に規定する調査審議の手続は、公開しない。
(規則への委任)

第9条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(法の施行の状況の公表)

第10条 知事は、県の機関等に対し、法の施行の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。
(罰則)

第11条 第7条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万

円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(愛知県個人情報保護条例の廃止)

2 愛知県個人情報保護条例（平成16年愛知県条例第66号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第11条又は第12条第3項（旧条例第12条第4項において準用する場合を含む。）の規定によるその職務又は事務若しくは業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 施行日前において旧実施機関から委託を受けた旧個人情報を取り扱う事務に従事していた者

(3) 施行日前において旧実施機関が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせていた公の施設の管理の業務に従事していた者

(4) 施行日前において旧実施機関が国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人に行わせていた同項に

規定する公立国際教育学校等の管理の業務に従事していた者

- 4 施行日前に旧条例第15条、第29条第1項若しくは第2項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 附則第3項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 附則第3項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第45条第1項の規定により置かれた愛知県個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、施行日に、第7条第3項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 施行日前に旧条例第43条の2第1項の規定により旧審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなす。この場合において、当該諮問に係る調査審議の手続は旧条例の規定の例によるものとし、当該諮問について旧審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者又は施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第45条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。
- 10 施行日前にした行為（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第10条第1項に規定する行為を除く。）並びに附則第4項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（出頭人の費用弁償等に関する条例の一部改正）
- 11 出頭人の費用弁償等に関する条例（昭和28年愛知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中第20号を削り、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

17 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条の規定により個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4

年愛知県条例第51号)第7条第1項に規定する愛知県個人情報保護審議会が適当と認めて出頭を求めた者

(愛知県情報公開条例の一部改正)

- 12 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)の一部を次のように改正する。
第7条第2号の次に次の1号を加える。

2の2 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第9条中「第7条第1号」の下に「及び第2号の2」を加える。

第18条第1号中「法令」の下に「(個人情報の保護に関する法律を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「(愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号)を除く。以下同じ。)」を削る。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 13 住民基本台帳法施行条例(平成14年愛知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号)第45条第1項」を「個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年愛知県条例第51号)第7条第1項」に改める。

附 則(令和7年3月25日愛知県条例第1号)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月25日愛知県条例第4号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。